

会 議 録 目 次

平成 1 5 年 第 1 1 回 海 田 町 議 会 臨 時 会 （ 第 1 日 ）

平成 1 5 年 1 1 月 2 5 日 （ 火 ） 午 前 9 時 0 0 分 開 会

日程第 1	議席の指定について……………	4
日程第 2	会議録署名議員の指名について……………	4
日程第 3	会期の決定について……………	4
日程第 4	諸般の報告 議会報告……………	4
日程第 5	常任委員会委員の選任について……………	4
日程第 6	特別委員会委員の選任について……………	5
日程第 7	議会運営委員会委員の選任について……………	5
日程第 8	海田地区消防組合議会議員の補欠選挙について……………	5
日程第 9	承認第 5 号 専決処分をした事件の承認について（平成15年度海田町一般会計補正予算（第 3 号））……………	7
日程第10	第45号議案 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 1
日程第11	第46号議案 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 3
日程第12	第47号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 4
日程第13	第48号議案 平成15年度海田町一般会計補正予算（第 4 号）……………	2 1
日程第14	第49号議案 平成15年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	2 4
日程第15	第50号議案 平成15年度海田町水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	2 5
	（ 閉 会 ）……………	2 6

会 議 録

- ~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

15番 住 吉 充  
17番 中 岡 長 一  
19番 加 藤 公

16番 佐 中 十九昭  
18番 国 岡 光 明  
20番 前 田 勝 男

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|            |   |           |
|------------|---|-----------|
| 町          | 長 | 山 岡 寛 次   |
| 助          | 役 | 松 岡 修 士   |
| 収 入        | 役 | 正 木 洋     |
| 企 画 部      | 長 | 中 野 潔     |
| 総 務 部      | 長 | 上 條 正 弘   |
| 福 祉 保 健 部  | 長 | 富 田 征     |
| 建 設 部      | 長 | 池 乃 本 和 弘 |
| 参事（福祉保健担当） |   | 因 幡 忠 志   |
| 財 政 課      | 長 | 内 田 和 彦   |
| 総 務 課      | 長 | 久 保 伸 一   |
| 教 育        | 長 | 李 木 義 夫   |
| 教 育 部      | 長 | 山 本 義 彦   |
| 上 下 水 道 部  | 長 | 木 原 正 博   |
| 庶 務 課      | 長 | 新 浜 憲 治   |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 園 山 純 |
| 主 査 | 濱 吉 計 守 |
| 主 査 | 中 下 義 博 |

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程

日程第1 議席の指定について

- 日程第2 会議録署名議員の指名について
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 諸般の報告 議会報告
- 日程第5 常任委員会委員の選任について
- 日程第6 特別委員会委員の選任について
- 日程第7 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第8 海田地区消防組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第9 承認第5号 専決処分をした事件の承認について（平成15年度海田町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第10 第45号議案 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第46号議案 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第47号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第48号議案 平成15年度海田町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第14 第49号議案 平成15年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 第50号議案 平成15年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（前田）皆さん、おはようございます。本日は早朝より大変ご苦勞さんでござい  
ます。

ただいまの出席議員数は20名でございます。定足数に達しておりますので、平成15年  
第11回海田町議会臨時会を開会いたします。

本日は、報道のため、テレビ、カメラ等の撮影を許可しておりますのでご了承ください。  
い。

この際、今回の補欠選挙によって当選されました白築君、三浦君、三宅君の紹介につ  
いては、後ほど執行部の入場後、町長とあわせて行いますのでご了承ください。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しており  
ます日程第1から第15に至るものでございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（前田）日程第１、議席の指定を行います。

今回当選されました白築君、三浦君、三宅君の議席は、会議規則第３条第２項及び第３項の規定によって、白築君を１番、三浦君を２番、三宅君を３番に指定します。

この際、これに関連し、議席の変更を行います。変更した議席は、お手元にお配りしました議席表のとおりでございます。なお、ロッカー等も変更しておりますのでお知らせしておきます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（前田）日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第１１０条の規定により、議長より、１０番、西山君、１１番、宮坂君を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（前田）日程第３、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、会期は本日１日と決します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（前田）日程第４、諸般の報告についてを議題といたします。

議長報告を行います。山岡寛次議員から辞職願が出され、１１月７日付で許可いたしましたのでご報告申し上げます。また、堀間禎子議員は衆議院議員選挙に立候補されたため、町議会議員を失職となっております。あわせて報告いたします。以上で議長報告を終わります。

これにて諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（前田）日程第５、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りいたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定により、総務文教委員に三浦君、三宅君を、福祉厚生委員に白築君を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました方は、それぞれの常任委員会に選任することに決定いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（前田）日程第6、特別委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りいたします。

現在設置されている災害防止対策等調査特別委員会及び合併問題調査特別委員会の委員については、議員全員で構成する委員会ですので、委員会条例第5条第1項の規定により、白築君、三浦君、三宅君を両特別委員会の委員に指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、白築君、三浦君、三宅君を、災害防止対策等調査特別委員及び合併問題調査特別委員に選任することにいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（前田）日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りいたします。

議会運営委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、河野君を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました河野君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（前田）日程第8、海田地区消防組合議会議員の補欠選挙を行います。海田地区消防組合議会議員については、本町議会選出の4名のうち2名が欠員となっております。お諮りいたします。

海田地区消防組合議会議員の補欠選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によることとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。この際、議長より発議いたします。この組合議員は選考委員会を設置して選考したいと思いますが、選考委員の選任については議長に一任していただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田) 異議なしと認めます。それでは、選考委員の指名を行います。選考委員としましては、議長、副議長、加藤君、国岡君、佐中君、河野君、西山君、以上7名を指名いたします。

それでは、委員会室において選考委員会を開催しますので、暫時休憩いたします。再開は追って通知します。

~~~~~○~~~~~

午前9時06分 休憩

午前9時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(前田) 休憩前に引続き、本会議を再開いたします。今、選考委員会で、海田地区消防組合議会議員に私と原田君が指名されました。お諮りいたします。

ただいま指名された私と原田君を、海田地区消防組合議会議員の当選人と決めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田) 異議なしと認めます。したがって、私と原田君が海田地区消防組合議会議員に当選となりました。本席から、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

この際、暫時休憩をいたします。災害防止対策等調査特別委員会を開催しますので、委員会室の方へお集まりください。

~~~~~○~~~~~

午前9時16分 休憩

午前9時58分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(前田) 休憩前に引続き、本会議を再開いたします。この際、執行部に申し上げます。本臨時会の会期は、本日1日と決しております。また、休憩中の委員会において、総務文教委員長に桑原君、副委員長に岡田君、議会運営委員長に崎本君、副委員長に住吉君、災害防止対策等調査特別委員会副委員長に宮坂君が選任されましたのでご報告いたします。

続いて、今回の選挙で当選されました町長及び新議員の紹介を行います。初めに、町

長からあいさつをお願いします。

○町長（山岡）このたび、町長選挙におきまして、多数の町民の皆様からのご支援をいただきました。町長に当選をさせていただきました。誠に光栄と存じますとともに、心から感謝を申し上げます。昨今の本町を取り巻く情勢には非常に厳しいものがあります。町長就任の感激以上に、その責任の重大さを痛感しております。私は、町民の皆様の期待に応え、初心を忘れず、微力でございますが、海田町の発展と福祉の向上のために全力を尽くす覚悟でございます。また、議会との関係で言えば、皆様方とよく協議をしながら、車の両輪として一体となって町行政を進めていく所存でございますので、格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（前田）では、続いて新議員の紹介を行います。1番、白築君。

○1番（白築）このたびの町会議員補欠選挙で当選させていただきました白築です。これからも勉強を一生懸命頑張ります。町に貢献をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（前田）2番、三浦君。

○2番（三浦）三浦と申します。一生懸命頑張ります。よろしくお願いいたします。

○議長（前田）3番、三宅君。

○3番（三宅）三宅総一郎といいます。三度目の正直でやっと当選することができました。町民の皆様の代表として恥じないよう、一生懸命努力して頑張っていきたいと思います。本当に皆さん、町の執行部の方、職員の方、議員の皆さんにかわいがっていただけるような議員になりたいと思います。一生懸命頑張りますのでよろしくお願いいたします。

○議長（前田）以上で紹介を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第9、承認第5号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）本日は臨時議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変ご多用中にもかかわらず参集いただきまして、誠にありがとうございます。議長からお許しをいただきましたので、これより議案の提案をさせていただきます。

承認第5号、専決処分をした事件の承認について（平成15年度海田町一般会計補正予算（第3号））。平成15年度海田町一般会計において、衆議院議員選挙並びに町長選挙

及び町議会議員補欠の選挙に関する経費を緊急に補正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により、報告し、承認を求めるものでございます。内容につきましては、担当者から説明をお願いいたします。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、承認第5号、平成15年度海田町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

平成15年度一般会計補正予算（第3号）につきましては、衆議院議員の解散や町長の辞職に伴い、選挙を執行する必要があるが生じ、議会を招集するいとまがなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成15年10月14日に専決処分を行ったものでございます。

それでは、専決処分を行った歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料1の平成15年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明をいたします。資料1の方をお願いいたします。

それでは、2ページをお開きください。総務費の選挙費の衆議院議員選挙費でございますが、報酬につきましては、投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人などの報酬として45万円を増額するものでございます。職員手当等につきましては、選挙事務に従事する職員諸手当として611万7,000円を増額するものであります。次に、賃金につきましては、不在者投票事務等に従事する臨時職員として17万3,000円を増額するものでございます。旅費につきましても、普通旅費として7,000円を増額するものでございます。次に需用費でございますけれども、選挙事務用品などの消耗品費や、投票管理者、投票立会人などの昼食代等の食糧費、及び選挙チラシ、入場券などの印刷製本費などで65万円を増額するものでございます。次に、役務費につきましては、入場券の郵送料などの費用として139万4,000円を増額するものでございます。委託料につきましては、ポスター掲示板設置撤去費用や投票用紙分類機管理委託料として53万3,000円を増額するものでございます。次に、備品購入費につきましては、投票用紙交付機2台の購入費として41万円を増額するものでございます。

次に、町長選挙費でございますけれども、報酬につきましては、投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人などの報酬として37万2,000円を増額するものでございます。職員手当等につきましては、選挙事務に従事する職員諸手当として416万1,000円

を、また賃金につきましても、不在者投票事務等に従事する臨時職員として9万3,000円を増額するものでございます。旅費につきましても、普通旅費として7,000円を増額するものでございます。次に、需用費につきましても、選挙事務用品などの消耗品費や、投票管理者、投票立会人などの昼食代などの食糧費、及び選挙チラシなどの印刷製本費などで83万2,000円を増額するものでございます。次に、役務費につきましても、入場券の郵送料などの費用として199万3,000円を増額するものでございます。委託料につきましても、ポスター掲示板設置撤去費用や選挙公報新聞折り込み料として47万8,000円を増額するものでございます。

次に、町議会議員補欠選挙費でございますけれども、報酬につきましても、選挙立会人報酬として10万4,000円を、需用費につきましても、選挙事務用品などの消耗品及び選挙用紙や選挙公報などの印刷製本費として47万円を増額するものでございます。役務費につきましても、通信運搬費として37万2,000円を増額するものでございます。次に、委託料につきましても、ポスター掲示板設置撤去費用や選挙公報新聞折り込み料として53万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。1ページをお開きください。

歳入の県支出金の県委託金の総務費委託金の選挙費委託金につきましても、衆議院議員総選挙費委託金として973万4,000円を増額するものでございます。次に、繰入金の基金繰入金の財政調整基金繰入金につきましても、町長選挙及び町議会議員補欠選挙に伴う財源として、財政調整基金から941万6,000円を増額するものでございます。

次に、議案につきましてもご説明いたします。議案の方の3ページをお開きください。

平成15年度海田町一般会計補正予算（第3号）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,915万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ107億1,999万円とするものでございます。

以上で、平成15年度海田町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中君。

○16番（佐中）衆議院選挙と町長、町議の補欠選挙で、なぜ同時にできなかったかと、町民の方々からいろいろ、節約の時代にそのぐらいの配慮はしてもよかったのではないかという声がありますので、私は私なりにそれなりに考えて判断をしておるわけですが、結論を言いますと、有権者の対象が違うということからこういう結果になったという私

は説明をしておったのですが、実際、全国的には、ダブって、地方選挙とあわせてやったところもあるわけですね。なぜそれができなかったのか。この計数から見ると約九百何りがしか組んでおるわけですね。もちろん衆議院は国から出てくるわけですが、町の場合は全くゼロではないんですね。掲示板をつくったりいろいろ諸費用はかかるのですが、それにしても半分も、同時にやったらいかないのではないかとというように私懸念をするのですが、そこら辺の実態もあわせて答弁をしてください。

○議長（前田）総務部長。

○総務部長（上條）なぜ同日選挙ができないかということでございます。先ほど議員が言われましたことも理由の1つでございますけど、今回、衆議院議員は小選挙区、比例代表、国民審査と3つの投票がございます。これに加えて、町長選また町議の補欠選挙等をやりますに、施設として1カ所で賄えない施設があると、投票所ですね。ということも考慮しまして、同日選挙が一番よかったのでございましょうけど、物理的に難しかったというのが実情でございます。

○議長（前田）佐中君。

○16番（佐中）では、主な理由は、今の物理的にできなかったと。私が思ったのは、有権者の対象が、3カ月以内に入って、あるいは出た人も3カ月が基準になって、出るとか入るとかで入ったので、その有権者でその選挙区の中で投票ができるというように聞いておりますが、それらが混乱をするから地方選挙と国政の選挙は別々にした方がいいというのが主な理由だということを聞きましたが、今の部長の説明では会場がなかったと、混乱をするからというのがウエートを置いたような答弁でしたけれども、本当はどうなのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（前田）総務部長。

○総務部長（上條）先ほど答弁しましたように、佐中議員がおっしゃられた理由が、例えば有権者の対象が違います、そこらあたり等を踏まえて、会場の件があるということでございます。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、承認第5号について採決を行います。お諮りいたします。

承認第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田) 異議なしと認めます。よって、承認第5号は原案のとおり承認することと決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(前田) 日程第10、第45号議案、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第45号議案、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。国家公務員の給与に関する人事院勧告に準拠した職員の給与の改定状況及び民間給与の動向を踏まえ、議会の議員報酬のうち期末手当支給率について改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をお願いします。

○議長(前田) 総務課長。

○総務課長(久保) 第45号議案関連の説明でございますが、議案説明に入ります前に、資料2の平成15年度の人事院勧告に伴います給与改定の概要についてご説明をさせていただきます。資料2をお願いいたします。

まず、本年度の給与勧告の内容でございますが、1点目に、官民給与の逆較差を是正するため、月例給1.07%の引き下げ改定とするものでございます。これにつきましては、給与水準の引き下げ改定であるため、遡及することなく、翌月の12月1日から実施いたします。

次に、2点目といたしまして、扶養手当のうち、配偶者にかかわる支給月額1万4,000円を1万3,500円に引き下げ、また自宅にかかわる住居手当の支給対象を限定し、月額1,000円にかかわるものを廃止することとしております。

3点目は、15年度につきましては期末手当を0.25カ月分引き下げ、現行の支給率4.65カ月分を4.4カ月分とし、16年度につきましては6月と12月の期末手当の割合を改正するものでございます。

4点目は、通勤手当を現行の支給から6カ月定期券等の価格による一括支給への変更を行ってまいります。

最後に、５点目といたしまして、４月からこの改定の実施までの期間にかかわる官民較差相当分を解消するため、４月分の給与に較差率を乗じて得た額を基本といたしまして調整をまいります。

次に、人事院勧告に基づく官民較差についてでございますが、その差は、調査の結果１．０７％公務員の給与が高くなっておりまして、４、０５４円の引き下げを必要としております。内訳は、給料が３、４５９円の減、扶養手当がマイナスの２０９円、住居手当マイナスの１７３円、はね返り分がマイナスの２１３円となっております。また、海田町の改定の状況につきましては、３、９２３円の引き下げとしております。内訳は、給料がマイナスの３、５３８円、扶養手当がマイナスの９６円、住居手当がマイナスの４９円、はね返り分がマイナスの２４０円となっております。なお、次に議会議員、特別職、一般職、再任用職員にかかわる期末手当勤勉手当支給率表を示しておりますので、議会説明において参照いただければと思います。

それでは、第４５号議案、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。資料３の新旧対照表もお願いいたします。

この改正は、国の人事院勧告及び国家公務員の給与改定に準じまして、期末手当の支給割合を改定させていただくものでございます。今回の改正内容は、今年度が１２月の期末手当を０．２カ月分引き下げ、年間支給月数を３．３カ月分といたします。改正条文は、第１条で平成１５年度施行分を規定しておりますが、第５条第２項中「１００分の１８０」を「１００分の１６０」に改めるものでございます。また、来年度分につきましては、６月の期末手当を１．７０カ月分から１．６０カ月分に、１２月を１．６０カ月分から１．７０カ月分にするものでございます。改正条文は、２条で平成１６年度分を規定しており、第５条第２項中「１００分の１７０」を「１００分の１６０」に、「１００分の１６０を乗じて」を「１００分の１７０を乗じて」に改めるものでございます。なお、施行期日は平成１５年１２月１日とし、第２条の規定については平成１６年４月１日としております。

以上で第４５号議案についての説明を終わります。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、第45号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第45号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第11、46号議案、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第46号議案、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。国家公務員の給与に関する人事院勧告に準拠した職員の給与の改定状況及び民間給与の動向を踏まえ、常勤の特別職に係る給与のうち、期末手当の支給率について改正を行うものでございます。内容については担当者から説明をお願いします。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（久保）それでは、第46号議案、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。資料4の新旧対照表もあわせてお願いをいたします。

この改正につきましても、先ほど申し上げましたように、人事院勧告に基づいて改正するものでございます。なお、この条例は、町長、助役、収入役にかかわるものでございます。改正内容は、今年度が、12月の期末手当を0.25カ月分引き下げ、年間支給率を4.40カ月分といたします。改正条文は、第1条で平成15年度施行分を規定しておりますが、第5条第2項中「100分の240」を「100分の215」に改めるものでございます。また、来年度分につきましては、6月の期末手当を2.25カ月分から2.10カ月分に、12月を2.15カ月分から2.30カ月分にするものでございます。改正条文は、2条で平成16年度分を規定しており、第5条第2項中「100分の225」を「100分の210」に、「100分の215」を「100分の230」に改めるものでございます。なお、施行期日は平成15年12月1日とし、第2条の規定につきましては平成16年4月1日としております。

以上で第46号議案についての説明を終わります。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま

す。佐中君。

○16番（佐中）第2条の問題で、先ほど議会の中でも出てきましたけれども、平成16年の4月1日からというさかのぼる遡及措置があるわけですが、これによってどういう影響があるのかお尋ねをします。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（久保）これにつきましては、今年度6月分を既に支給しております、15年度分ですね。それで、12月分で遡及部分をマイナスするものと、その12月分の期末手当そのものの割合を減じるものとございます。そういうことで、来年度につきましては6月と12月の期末手当の割合を、総支給の4.4に合わせて割合を変えてきたという意味合いのものでございます。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第46号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第46号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第12、第47号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第47号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。国家公務員の給与に関する人事院勧告に準拠し、民間給与との較差を是正する職員の給料、諸手当について改正を行うものでございます。内容については担当者から説明をお願いします。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（久保）それでは、第47号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。資料5新旧対照表もあわせてお願いをいたします。

例年のことでございますが、本町の給与改定は、人事院の勧告等に基づき改定するも

のでございます。改正の内容でございますが、まず給与表の改定をし、給与月額を1.07%引き下げます。また、扶養手当につきましては、配偶者を500円引き下げ、自宅にかかわる住居手当の月額1,000円を廃止いたします。期末勤勉手当につきましては、平成15年度は12月の支給分を0.25カ月分引き下げ、年間支給月数を4.40カ月分とするものでございます。また、平成16年度は6月支給分を2.10カ月分とし、12月支給分を2.30カ月分とするものでございます。なお、各内訳につきましては、資料2の後段の支給率表を参照いただければと思います。

次に、改正条文でございますが、第1条で扶養手当、住居手当、期末手当を規定しておりますが、第9条第3項中「1万4,000円」を「1万3,500円」に改め、第10条の4第1項第2号中「その」を「当該職員の」に改め、「含む。）」の下に「のうち当該職員その他規則で定める者によって新築され、または購入された住宅であって、当該新築または購入の日から起算して5年を経過していないもの」を加え、同条第2項第2号を「前項第2号に掲げる職員 2,500円」に改め、第15条第2項中「100分の170」を「100分の145」に改め、同条3項中「100分の170」を「100分の145」に、「100分の90」を「100分の75」に改め、議案9ページの右にあります別表を改めるものでございます。

第2条では通勤手当、期末手当を規定しておりますが、新旧対照表3ページをお願いいたします。第13条の2第2項各号列記以外の部分中「月額」を「額」に、「応じて、当該各号に掲げる」を「応じ、当該各号に定める」に改め、同項第1号を「1、前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1カ月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1カ月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」に改め、第13条の2第2項第2号中「応じて」を「応じ、支給単位期間につき」に、「掲げる額」を「定める額」に、「1カ月」を「支給単位期間」に改め、同号り中「以上」の下に「45キロメートル未満」を加え、同号に対照表4ページにありますりからワの条文を加え、第13条の2第2項第3号中「応じ」の下に「前2号に定める額（1

カ月当たりの)を加え、「掲げる額」を「定める額」に、「(その額が4万5,000円を超えるときは、その額と4万5,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは5,000円)を4万5,000円に加算した)を、「が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に改め、同項第3号中「前2項」を「前各項」に改め、「の支給」の下に「及び返納」を加え、同項を第6項とし、同条第2項の次に対照表4ページの末から5ページの頭にあります3項から5項の条文を加え、また、第15条第2項中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の145」を「100分の160」に改め、同条第3項中「100分の155」を「100分の140」に、「100分の85」を「100分の75」に、「100分の145」を「100分の160」に、「100分の75」とする」を「100分の85」とする」に改めるものでございます。

附則第1第1項の施行期日につきましては平成15年12月1日とし、第2条の規定については平成16年4月1日としております。次に、附則第5項につきましては、給料などの引き下げによる遡及部分について、差額調整を平成15年12月の期末手当で行うというものでございます。

以上で第47号議案についての説明を終わらせていただきます。

○議長(前田)以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。中岡君。

○17番(中岡)ただいまの提案説明はこの条文を読んだだけで、提案説明にはなっていませんので、かみ砕いてどこがどうなるんやという、もっとわかりやすく説明してください。

○議長(前田)総務課長。

○総務課長(久保)ただいまのご説明は、条文の改正内容についてご説明をさせていただいたつもりではございますが、まず、資料2によって説明をさせていただきます。冒頭に人勧の説明をさせていただきましたとおりのものを職員についてはやらせていただいておりますというものでございます。まず、1.07の逆較差が出ておりますので、それを給与において1.07分引き下げると、これが1点でございます。それと、期末勤勉手当を今年度12月で0.25カ月分引きますので、4.65から4.40に変わってまいります。それで来年度につきましては、その4.40を、2.10が6月、2.30が12月というような割合で支給をしてまいるというものでございます。それと、配偶者にかかわる扶養手当を500円引き下げ

ております。それと、自宅にかかわる住居手当を限定いたしまして、これまで持ち家で1,000円支給されておったものが廃止されます。それと、通勤手当、6カ月定期券等の金額は、毎月支給されておりました1カ月分ずつの支給と比較しまして安いということで、来年4月から6カ月ずつ、その6カ月分の安い、要するに安くなる、引き下がる部分で支給してまいるというものでございます。それと、最初に言いましたけど、4月から11月部分は逆較差のまま支給していただいておりますので、この遡及部分を調整しなくてはならないということで、その8カ月部分、それと6月のボーナス部分、各々1.07%を差し引いて12月の期末手当で調整をさせていただくと。当然減になります。そういうことでございます。

○議長（前田）中岡君。

○17番（中岡）今の通勤手当の6カ月というのは新聞の報道等でよくわかっておったのですが、これは定期券を購入して支給するのか、それとも現金を支給するのか。それとも一つ、自動車通勤についてのいわゆる距離の範囲、どの範囲は自動車通勤を認めておるのか、そういう点をわかりやすく説明してください。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（久保）運賃については、定期券を渡すのではなくて、相当分がわかりますので、その相当分を支給するというものでございます。それと、車についてでございますが、資料5の4ページに掲げてございますが、これまで片道40キロメートル以上である職員について2万900円支給しておりますが、この範囲を広げまして、上のヌからワのキロメートルを認めてくるというものでございます。

○議長（前田）西山君。

○10番（西山）より具体的にちょっと説明いただきたいんですが、結局、職員さんには、この厳しいときにまたさかのぼって減という大変厳しい人事院勧告で、私たちも心を痛めるわけですが、具体的にこの1.07%を、まず給料、扶養手当、住居手当を含めて、総額202名の方の幾らの減になるか、1点。わかりましたら、給料、扶養手当、住居手当それぞれの減になる、今回の期末手当で減になる総額。また、来年度から6カ月定期券による価格変更による減の見込み額をお願いいたします。もう1点、最高の、今回、期末手当で減になる職員さんの金額が、もし知らせてもよければお願いいたします。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（久保）大変申し訳ないんですが、各各々についての集計は出ておるんですが、

トータル全部合わせた分で年間を集計しておりますので、とりあえずそれだけをご説明させていただきたいと思います。

それでは、まず4月から12月まで、今申された給与、各種手当、それと、6月、12月各々低くなってまいります。その差額をトータルしまして、合計が3,417万792円の減となっております。大体最高額で22万4,600円の減、個人でですね、それから7万5,700円の減となっております。職員1人あたりを見てみますと。それで、これを1年間通しますと、3,719万5,000円程度の減と。これからもう新しい給料で、12月から1、2、3とあります。それも含めると3,719万5,000円となってまいります。それと、定期券については、今ちょっと手元にどのくらい減るかというのは持っておりませんので、また後ほどあれさせていただきたいと思います。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。佐中君。

○16番（佐中）人事院勧告に基づく職員の給料の減額、ここ二、三年、私、目に余るものがあるというように思うんですね。確かに民と官の較差をなくす、この前提だけでいったらそれはそうかもしれませんが、しかし、全体の国民の購買力、景気を回復させる、こういう観点からいくと、民間が減ったから職員も減らすという、そういう着眼点というか、そういうやり方ですね。人事院勧告に必ずしも従わないかんということもないわけですから。特に、今回出されてきたのはこれまでに最高なんですね。さっき説明がありましたけれども、月例給で平均4,054円、1.07というのがそれに当たります。それから一時金については、これまでの減額の約5倍になる0.25減額ということで、全体でも1人あたり、公務員ですね、16万3,000円の減額になっておるわけですね。私はこれまでそうした職員の給料の減額について、前々回も前回も反対の立場をとってきたんですね。なぜかという、職員はある程度定数から減員をし、そして、少ない人数の中で今日やっておられる。もちろんいろいろまた見直す点もありますけれども、全体としては定数をかなり下回ってやっておられて、一部には批判があるところもありますけれども、全体としてはよく頑張っておられる。ここをやっぱりすくい取ってやるという。海田町全体の給料がどんどん減額をしてその影響があるわけですから、それを引き上げる。どこかで一線を引いて減額をやめさせる。この立場が私は必要やと思うんですがね。特に、今回は大幅な引き下げを人事院勧告がやって、それに従えというやり方、私はもう非常に不満を持っておるんです。これについてはどのように考えているかお尋ねします。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（久保） 人事院勧告によります給与につきましては、先ほど議員がご指摘のように、官民の較差をなくしていくということでございまして、これまでバブル期を含めまして右肩上がりに給与がどんどんと上がってきたということに比較しまして、公務員なかなか較差が縮まらないという中で、人事院の勧告によりまして、民間企業、これ数千社の事業所を対象にしまして綿密な調査を行います。それで、同年代、公務員と民間の同レベルの職員で比較して出すわけですが、これまでずっと、給与の改定によりまして給与が上がってまいりました。これも人事院勧告を根拠に上げてきたものでございます。そういうことで、景気が悪くなりまして、どんどん今度は右肩下がりで下がってきたとき、やはりこの較差をないようにすると。これまで根拠にしてきた人事院勧告に基づいて、やはり減額もこの勧告に基づいてやるべきではなかろうかというのが全国的な認識でございます。それに則って、我が町も、減の場合でも、やはり民間の皆様が苦しんでおられるときにやっぱり苦しみを、民間だけでなくやはり分かち合おうという意味合いも含めまして、このような改定をさせていただいておるものでございます。

○議長（前田） 佐中君。

○16番（佐中） あまり追及はしたくないんですが、今の答弁では、聞いておったら賃下げを物すごい競争しておるんですね。公務員が下げたら今度は民間も下げてくる。もうどんどんどんどんやってきたのがこの四、五年の経緯なんです。いろいろ批判があったとしても、やっぱり町は町の職員を抱えておる。やっぱりどこかでストップさせなかったら、全部ずっと下がってきておる。私はそこを言っておるんですよ。国があるいは県が決めたからそれに従ってやるというのではなくて、海田町は職員も定数から二十何名減らしておるでしょう。もちろんいろんな機器材や最近の電子メーカー機器材がいっぱい入っておるから、それはそれなりの組織的に、これは改善をされておるのは事実ですし、あるんですが、やはり景気の回復、国民の購買力をつけるためには、どこかで一線を引いてやらないかと。それが今の時期ではないかなというような、特に今回大幅なんですね、私はそういう懸念がするんですが、もう一遍お願いします。

○議長（前田） 総務課長。

○総務課長（久保） ご指摘の部分は大変に我々職員にとってはありがたいというご指摘でございますが、やはり今説明申し上げましたような理由によりまして、ぜひこの改定をさせていただきたいと思いますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（前田） ほかに質疑はございませんか。岡田君。

○ 4 番（岡田）この改定は 8 月の 8 日に出了たものだと思うんですけども、それでこの中に、11 月の議会でこれを承認しなければならない理由の 1 つに、12 月の一時金の、年間調整で調整をすると思うんですけども、この年間調整額が幾らになるかというのが、平均してですね、わかったら教えてほしいんですけども。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（久保）その調整額につきましては、先ほど申し上げましたように、大体 22 万 4,600 円から 7 万 5,000 円、これは年齢差、ポスト等がありますので給与が当然違ってまいります。それで率を掛けておりますので、その差が出てまいります。平均して 14 万 8,994 円でございます。その調整額はそうようになっております。

○議長（前田）岡田君。

○ 4 番（岡田）その 14 万 8 千何がしが 12 月分の期末手当から引かれるということですか。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（久保）そのとおりでございます。それで、これまでは 3 月部分がありましたのでそれで調整させておりましたが、なぜこの時期にという先ほどのご指摘もありましたが、これにつきましてはもう 3 月に調整代がないということで、どうしても臨時議会を開きましてお願いをせんと時期的にもう間に合わないということでございます。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

討論があるようでございますので、反対討論から行います。反対討論があれば許します。岡田君。

○ 4 番（岡田）第 47 号議案、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に反対する討論をします。

総務省は、8 月 19 日に全国人事委員会事務局長会議、20 日には全国総務部長会議を開催し、人事院の勧告を早め、11 月中の条例改定、12 月の期末手当で調整を行うよう求めました。人事院勧告は、昨年に引続く基本賃金と住居などの諸手当を含め、月例で海田町の場合は 3,923 円、1.07% の引き下げに加え、一時金を 0.25 カ月分削減し、年収で最大先ほど総務課長が答弁されました金額で、史上最悪の内容となっております。住民への公共サービスが削減される中で、公務員にも痛みをの声はもっともらしく聞こえます。しかし、12 月の期末手当を大幅に減らされたのでは、町の職員の生活設計を大幅に狂わ

せることになるでしょう。そして、落ち込んでいる地域経済にさらなる打撃を与え、住民の消費購買力を低下させることは否めません。町職員の給与の引き下げは、民間企業の労働者の賃下げを加速し、連動する年金や恩給、失業保険の給付のカット、生活保護基準の引き下げなど影響を与えると思われます。人事院勧告は、もともと、労働基本権が制限され、ストライキ権の争議行動権を禁止されている公務員の労働条件を擁護し、向上させることを目的とされるものです。日本経団連の賃金交渉妥結集計は1.65%でした。民間較差をマイナス1.07%という勧告は、民間準拠であるはずの人事院が民間以上に賃下げを迫っているということです。この勧告を受け入れ、全国の市町村でそのまま実施すれば、デフレを加速し、冷え込んでいる景気にさらなる冷や水を浴びせ、公務員の士気も低下させることになるでしょう。今の不況は小泉内閣の経済失政による不況です。医療費の3割負担、社会保険料総報酬制、酒税などの増税などの負担とあわせれば、消費に一層のブレーキをかけることになります。よって、この法案には反対をいたします。

○議長（前田）続いて、賛成討論があればこれを許します。ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

起立による採決を行います。お諮りいたします。

第47号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田）起立多数と認めます。よって、第47号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第13、第48号議案、平成15年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第48号議案、平成15年度海田町一般会計補正予算（第4号）。平成15年度海田町一般会計補正予算（第4号）は、人事院の給与勧告及び国家公務員の給与の改定方法に準じて職員の給与を改正するため、歳入歳出それぞれ4,168万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億7,830万8,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（前田）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、第48号議案、平成15年度海田町一般会計補正予算（第4

号)につきましてご説明いたします。歳入歳出の予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料6の平成15年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明をいたします。資料6でございます。

今回の補正につきましては、給与改定の補正でございます。歳出の2ページから13ページまでの歳出につきましては、給与改定や人事異動に伴う給料、職員手当等及び共済費などの増減を行ったものでございます。なお、9ページでございますけれども、9ページの土木費の都市計画費の都市計画総務費の繰出金につきましても、下水道会計職員の給与改定や人事異動に伴う一般会計からの繰出金216万1,000円を減額するものでございます。

1ページをお願いいたします。1ページの歳入につきましては、繰入金の財政調整基金繰入金4,168万2,000円を減額するものであります。

それでは、第48号議案をお願いいたします。平成15年度一般会計補正予算は、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,168万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億7,830万8,000円とするものでございます。

続きまして、歳出の給与関係費の内容につきましては、総務課長よりご説明いたします。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（久保）それでは、続きまして給与費関係について包括的にご説明申し上げます。資料6の14ページをお願いいたします。

最初に、給与費明細書、1の特別職についてでございますが、この表は、長などや議員及びその他特別職の明細を掲げております。報酬につきましては、議員の辞職等による報酬減により、218万2,000円の減額となります。また、給料につきましては改定がございませんので、改正前、改正後の比較でゼロとなっております。次に、期末手当でございますが、先ほど給与条例等の改正でご説明いたしましたように、期末手当の引き下げがありますので、比較で長など64万2,000円、議員238万7,000円の計302万9,000円の減額になっており、給与費の計が521万1,000円の減となります。共済費につきましては、期末手当引き下げの関係で、長などが1万5,000円、議員が16万5,000円の計18万円の減額となっております、総合計で539万1,000円の減額となります。

15ページをお願いいたします。2の(1)の一般職の総括でございますが、給料につきましては635万4,000円の減額、これは給与改定及び人事異動等に伴う増減分でございます

ます。次に、職員手当等でございますが、2,412万円の減となっております。この主なものは給与改定に伴う期末手当等の増減分と人事異動等に伴う増減分でございます。給与費の計で3,047万4,000円の減額でございます。この職員手当等の内訳でございますが、下の表にそれぞれ費目ごとに比較しておりますのでご参照いただければと思います。次に共済費でございますが、208万6,000円の減で、これにつきましても給与改定に伴うものでございます。合計で3,256万円の減額となっております。

次のページ（２）の給料及び職員手当等の増減の明細でございますが、給料、職員手当とも先ほど説明させていただいたとおりでございますが、給料の明細は、給与改定に伴う部分が301万4,000円で、人事異動に伴う増減分が334万円でございます。また、職員手当の明細は、人事異動等に伴う増減分が12万3,000円、その他の増減分が190万8,000円でございます。備考欄に手当受給者数をそれぞれ挙げておりますのでご参照いただければと思います。

下の表の（３）給料及び職員手当の状況の職員１人当たりの給与、また次ページの級別職員数、また級別の標準的な職務内容等を示しております。ご覧いただけたらと思います。

以上で給与関係の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。質疑があれば許します。中岡君。

○１７番（中岡）この補正予算の説明の中で人事異動ということがあるんですけれども、伴う増減分というのがあるんですが、いつの人事異動を指しておるのか、ちょっと質問いたします。

○議長（前田）総務課長。

○総務課長（久保）４月からこれまで、現在までの人事異動でございます。

○議長（前田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、起立による採決を行います。お諮りいたします。

第48号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田）起立多数。よって、第48号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第14、49号議案、平成15年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第49号議案、平成15年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。平成15年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、人事院の給与勧告及び国家公務員の給与の改定方法に準じて職員の給与を改定するため、歳入歳出それぞれ216万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,871万8,000円とするものでございます。内容につきましては担当者の方でお願いします。

○議長（前田）庶務課長。

○庶務課長（新浜）それでは、平成15年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。資料7補正予算説明書の1ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入でございますが、一般会計繰入金を216万1,000円減額いたしております。

続きまして、2ページをお願いいたします。歳出でございますが、総務費の一般管理費を216万1,000円減額するものでございます。これは、人事異動等により人件費を減額するものでございます。なお、給与費明細書につきましては、先ほど総務課長が説明いたしました一般会計に準じたものになっております。詳細につきましては、資料の3ページから5ページにございますのでご参照いただきたいと思います。

それでは、第49号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ216万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,871万8,000円とするものでございます。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第49号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第49号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（前田）日程第15、第50号議案、平成15年度海田町水道事業会計補正予算を議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第50号議案、平成15年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）。平成15年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、給与改定及び人事異動等による人件費を補正するもので、収益的支出240万4,000円を減額し、事業費用総額を5億1,120万円とし、また、資本的支出を30万円増額し、資本支出総額を2億1,699万2,000円とするものでございます。内容については担当者から説明をさせます。

○議長（前田）庶務課長。

○庶務課長（新浜）それでは、第50号議案、平成15年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。資料8の1ページをお願いいたします。

事業費用の営業費用でございますが、給与改定等による人件費の補正をいたしております。原水及び浄水費を31万8,000円、配水及び給水費を90万6,000円、総係費を118万円それぞれ減額いたしております。

続きまして、資本的支出でございますが、配水設備整備費を30万円増額いたしております。これは給与改定による減はあるものの、職員の昇任による人件費の増によるものでございます。なお、給与の明細につきましては、3ページ以降に給与費明細書等を添えておりますのでご参照いただきたいと思います。

次に、第50号議案をお願いいたします。ただいまご説明いたしました補正によりまして、補正予算書第2条の平成15年度海田町水道事業会計予算第3条の予定額は、事業費用を240万4,000円減額いたしまして5億1,120万円とし、また補正予算書第3条の予算第4条の予定額は、資本的支出を30万円増額いたしまして2億1,699万2,000円とするものでございます。なお、括弧中につきましては、資本的支出、不足する額及び建設改良積立金をそれぞれ30万円増額するものでございます。次に、補正予算書第4条の予算第6条に定めた経費の金額、職員給与費を210万4,000円減額いたしまして1億1,696万2,000円とするものでございます。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（前田）これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、第50号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第50号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田）異議なしと認めます。よって、50号議案は原案のとおりこれを決します。

以上で、本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

これにて、平成15年第11回海田町議会臨時会を閉会といたします。皆さん、ご苦労さん
でございました。

午前 11 時 14 分 閉会